

ちゅうぎんフィナンシャルグループ各社
行員・社員、ご家族の皆さまへ

割引率
32%

団体割引20%、損害率
による割引15%適用

団体保険のご案内

(団体総合生活補償保険・こども総合保険)

ご自身とご家族のための安心補償のご案内

年に一度の募集です!!



ケガ

ケガの補償

死亡・後遺障害・入院・手術・通院

病気

病気の補償

入院・手術・放射線治療・通院

こども

こどもの補償

育英費用、ケガの補償



お問い合わせ・ご相談は…

【取扱代理店】

吉備興業株式会社

(担当) 本団体グループ

【中国銀行 保険窓販共同募集代理店】

〒700-0823 岡山市北区丸の内 2丁目10番17号

TEL 086-222-7483 FAX 086-225-6955

【引受保険会社】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 岡山支店岡山中央支社

〒700-0826 岡山市北区磨屋町10-16

TEL 050-3460-1273

事故のときは…

あいおいニッセイ同和損保

あんしんサポートセンター 0120-985-024 (無料)

※受付時間【24時間365日】／※携帯電話からもご利用いただけます。／

※IP電話からは**0276-90-8852** (有料) におかけください。／※おかけ間違いにご注意ください。

申込締切日 2025年 1月31日(金)

保険期間 (ご契約期間) 2025年 5月 1日 午後4時から1年間

保険料払込方法 2025年 5月給与より控除開始

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ

ケガの保険

【傷害補償（MS&AD型）特約セット団体総合生活補償保険】

ケガの補償

さまざまな事故によるケガの基本補償



交通事故でケガ



スポーツ中のケガ



旅行中のケガ



日常生活でのケガ

（注）既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

オプション補償

日常生活賠償補償



自転車などで他人にケガをさせた

携行品損害補償



カメラを落として破損した

基本補償 ▶ セット名

家族型 A・B・C セット

夫婦型 D・E・F セット

本人型 G・H・I セット

オプション補償 ▶ セット名

日常生活賠償

1 セット

携行品損害

家族型 2 セット

携行品損害

夫婦型 3 セット

携行品損害

本人型 4 セット

P 5.6

ケガ＆病気の保険

【傷害補償（MS&AD型）特約セット団体総合生活補償保険】 【疾病補償特約セット団体総合生活補償保険】

上記ケガの補償

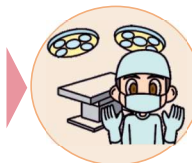


病気の補償

病気による入院、手術・放射線治療、通院補償の基本補償



病気で入院



手術・放射線治療



入院前後の通院

※病気の補償はご本人のみとなります。

オプション補償

日常生活賠償補償



誤って店の商品を壊した

携行品損害補償



歩行中ひったくりにあった

基本補償 ▶ セット名

家族型 J・K・L セット

夫婦型 M・N・O セット

本人型 P・Q・R セット

オプション補償 ▶ セット名

日常生活賠償

1 セット

携行品損害

家族型 2 セット

携行品損害

夫婦型 3 セット

携行品損害

本人型 4 セット

P 7.8

こども総合保険



賠償責任あり ▶ セット名

S・T・U・V セット

賠償責任なし ▶ セット名

S1・T1・U1・V1 セット

P 9.10

「ケガの保険」、「ケガ＆病気の保険」に加入できる方の範囲、補償の対象となる方の範囲をご確認ください！

※こども総合保険については、P10をご確認ください！

- 新規加入は2025年5月1日時点で満70才までの方が対象となります。
- 継続日時点で満75才まで継続してご加入いただけます。
- 申込人（加入者）がちゅうぎんフィナンシャルグループ各社行員・社員の資格を失われた場合は、ご本人・配偶者・ご家族とも当制度から脱退となります。

❗ 加入の申込みができる方

保険料をお支払いいただく方

ちゅうぎんフィナンシャルグループ
各社の行員・社員

加入申込票には…

「申込人」欄にご署名ください。

❗ 被保険者（本人として）としてご加入できる方

被保険者（家族型・夫婦型・本人型の）本人として加入できる方

- 行員・社員
- 配偶者 ※1
- 同居の子および別居の未婚※2の子

※1 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

※2 未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

【ご注意】「ケガの保険」、「ケガ＆病気の保険」はいずれかを選択ください。両方への加入はできません。

加入申込票には…

「被保険者ご本人」欄にご加入される方の氏名をご記入ください。

<基本補償>

ケガの補償

国内外補償	保険金をお支払いする場合	お支払いのポイント
ケガ死亡・後遺障害 （傷害死亡保険金） （傷害後遺障害保険金） 	交通事故をはじめ、職場や家庭等、日常生活 中の事故のケガによる死亡・後遺障害を 補償します。（事故の発生日からその日を含めて180 日以内に死亡または約款所定の後遺障害が発生した場合）	保険期間を通じ、合算して 傷害死亡・後遺障害保険金額 が限度となります。
ケガ入院 （傷害入院保険金） 	事故によるケガの治療のため入院したとき 1日につき 傷害入院保険金日額を お支払いします。	事故の発生日からその日 を含めて180日以内 の入院が対象となります。 日帰り入院から補償
ケガ手術 （傷害手術保険金） 	事故によるケガの治療のため 約款所定の手術を受けたとき 入 院 中＝傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外＝傷害入院保険金日額の 5倍	1事故につき何度でもお支払い ※手術を複数回受けた場合等につ てはお支払いの限度があります。 日帰り手術も補償
ケガ通院 （傷害通院保険金） 	事故によるケガの治療のため 事故の発生日からその日を含めて180日 以内に通院したとき、1日につき傷害通院 保険金日額をお支払いします。 ※通院にはオンライン診療を含みます。	事故の発生日からその日 を含めて180日以内の通院 を対象とし、1事故につき 最大90日の通院が限度と なります。

ケガの保険 & 病気の保険

病気の補償

うつ病などの精神障害も補償します！ （特定精神障害補償特約自動セット）

国内外補償	保険金をお支払いする場合	お支払いのポイント
病気入院 （疾病入院保険金） 	発病した病気の治療のため入院したとき 1日につき 疾病入院保険金日額を お支払いします。	入院を開始した日から 90日以内の入院が 対象となります。 日帰り入院から補償
病気手術 （疾病手術保険金） （疾病放射線治療保険金） 	病気の治療のため約款所定の手術・放射線 治療を受けたとき 入院中手術 ＝疾病入院保険金日額の10倍 入院中以外手術＝疾病入院保険金日額の 5倍 放射線治療 ＝疾病入院保険金日額の10倍	※手術・放射線治療を複数回受け た場合等についてはお支払いの 限度があります。 日帰り手術も補償
病気通院 （疾病通院保険金） 	病気により入院し、その前後に通院した とき、1日につき疾病通院保険金日額 をお支払いします。 ※通院にはオンライン診療を含みます。	1回の入院につき 最大30日が 限度となります。 ※入院日の前日から60日以内または 退院日の翌日からその日を含めて 180日以内の通院に限ります （疾病通院保険金の支払条件変更特約 セット）

（注）ご本人のみ補償

<オプション補償>

日常生活賠償

（日常生活賠償保険金）◆免責金額：0円

国内外を問わず日常生活上の偶然な事故により、他人のものを壊したり、他人にケガをさせたり、日本国内において電車等の運行不能について法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

ご本人とそ
ご家族を補償
します

自転車事故

ご本人またはそのご家族が
加害者として
責任を問われる事故が多発

1回の事故につき**3億円**が限度となります。

自転車で走行中、誤って他人の車に
キズをつけた

自転車で走行中、誤って他人に
ケガをさせてしまった

誤って線路内に立入り、電車
を運行不能にさせてしまった

※上記事例でも法律上の損害賠償責任が発生しない場合は、保険金のお支払対象とはなりませんのでご注意ください。

<示談交渉サービス付>

日本国内で発生した事故について、相手の方との示談交渉等の手続きを行います。ご安心ください。
詳しくは「重要事項のご説明」をご確認ください。

携行品損害補償

（携行品損害保険金）◆免責金額：3,000円

居住する住宅外で、携行している身の回り品に損害が生じた
場合に補償します。

※置き忘れ、紛失は補償されません。

国内外補償

バッグ



歩行中にひったくりにあった

ゴルフ用品



ゴルフプレー中に
ゴルフクラブを破損した

カメラ



旅行中に誤ってカメラを
落とし破損した

お支払い限度額

注

保険期間1年における
支払限度額は30万円です。
1回の事故につき、携行品
1個（1組または1対）あたり、
10万円、乗車券等または通
貨・小切手は合計5万円です。

※新価保険特約（携行品損害補償特約用）自動セット

お支払いする保険金の額は再調達価額＊を基準に算出いたします。

＊再調達価額とは、損害が発生した時の発生した場所における携行品と同一の
構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいい
ます。

注 お支払例

バッグが盗難にあったとき ※警察等への届け出が必要となります。

被害額（新価額）＝ バッグ 1 3万円、財布 2万円、現金 8万円

お支払い保険金 ＝ （バッグ 10万円、財布 2万円、現金 5万円）

－ 免責金額3千円＝ 167, 000円になります。

※携帯電話、スマートフォン、電子
マネー、眼鏡など保険の対象に含
まれない物があります。
詳しくは「お支払いする保険金お
よび費用保険金のご説明」をご覧
ください。



基本補償

			家族型		
加入セット名			A	B	C
ケガの補償	ご本人	傷害死亡・後遺障害保険金額	200万円	300万円	500万円
		傷害入院保険金日額	1,500円	3,000円	5,000円
		傷害手術保険金	傷害入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)		
		傷害通院保険金日額	1,000円	1,500円	2,500円
	配偶者	傷害死亡・後遺障害保険金額	150万円	200万円	300万円
		傷害入院保険金日額	1,500円	2,000円	3,000円
		傷害手術保険金	傷害入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)		
		傷害通院保険金日額	1,000円	1,000円	2,000円
	親族(二人につき)	傷害死亡・後遺障害保険金額	100万円	150万円	200万円
		傷害入院保険金日額	1,000円	1,500円	2,000円
		傷害手術保険金	傷害入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)		
		傷害通院保険金日額	500円	1,000円	1,500円
月払保険料			1,240円	1,860円	2,970円
満71才への方は継続(同内容)でのみ引き続きご加入いただけます。					

夫婦型		
D	E	F
200万円	300万円	500万円
1,500円	3,000円	5,000円
傷害入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)		
1,000円	1,500円	2,500円
150万円	200万円	300万円
1,500円	2,000円	3,000円
傷害入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)		
1,000円	1,000円	2,000円
—		
—		
—		
—		
840円	1,170円	1,980円
満71才への方は継続(同内容)でのみ引き続きご加入いただけます。		

本人型		
G	H	I
200万円	300万円	500万円
1,500円	3,000円	5,000円
傷害入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)		
1,000円	1,500円	2,500円
—		
—		
—		
—		
—		
—		
480円	760円	1,260円
満71才への方は継続(同内容)でのみ引き続きご加入いただけます。		



セット名		1
オプション補償 日常生活賠償		加算保険料
日常生活賠償保険金額 (免責金額 0円)	3億円	+ 110円



家族型セット名		2
オプション補償 携行品損害補償		加算保険料
携行品損害保険金額 (免責金額 3,000円)	30万円	+ 250円

・上記保険料は、団体割引20% (被保険者ご本人数1,000名以上5,000名未満)、損害率による割引15%を適用して計算しています。ご契約開始の際、被保険者ご本人数が1,000名未満または5,000名以上となった場合は、保険料を変更させていただきます。

セット名		1
保険金額(ご契約金額)		加算保険料
日常生活賠償保険金額 (免責金額 0円)	3億円	+ 110円

夫婦型セット名		3
保険金額(ご契約金額)		加算保険料
携行品損害保険金額 (免責金額 3,000円)	30万円	+ 190円

セット名		1
保険金額(ご契約金額)		加算保険料
日常生活賠償保険金額 (免責金額 0円)	3億円	+ 110円

本人型セット名		4
保険金額(ご契約金額)		加算保険料
携行品損害保険金額 (免責金額 3,000円)	30万円	+ 160円

傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数 180日・免責期間 0日、傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数 90日・免責期間 0日

被保険者(補償の対象となる方)の範囲をご確認いただき加入セットをお選びください				
	家族型プラン (携行品損害補償含)	夫婦型プラン (携行品損害補償含)	本人型プラン (携行品損害補償含)	日常生活賠償※4
被保険者ご本人	○	○	○	○
ご本人の配偶者※1	○	○	—	○
同居の親族※2・別居の未婚※3の子	○	—	—	○

その他ご注意

「日常生活賠償」「携行品損害補償」について、既に同種の補償がある場合、補償が重複し保険料が無駄になることがあります。詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください。
※「日常生活賠償」は家族型、夫婦型、本人型を問わず被保険者1名だけの加入で家族全員が補償されます。
(詳細はQ&A P13 2.Q1をご参照ください。)

※1 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
※2 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
※3 未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

※4 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。
(注) ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。

セット名一覧

ご注意：基本契約の加入セットにより携行品損害補償のセット名が異なります。
家族型A・B・C=2 夫婦型D・E・F=3 本人型G・H・I=4

基本契約ケガの補償	A	B	C	D	E	F	G	H	I
日常生活賠償	1								
携行品損害補償	2			3			4		

日常生活賠償 安心の示談交渉サービス

日本国内で発生した事故について、相手の方との示談交渉等の手続きを行います。ご安心ください。詳しくは「重要事項のご説明」をご確認ください。

サービスのご案内

●「ケガの保険」に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、「生活安心サポート」をご利用いただけます。

ケガ & 病気の保険

(傷害補償 (MS&AD型) 特約セット団体総合生活補償保険)
(疾病補償特約セット団体総合生活補償保険)

【月払保険料表】

割引率**32%**で割安です！

※割引率は、次のとおり連算して算出しています。1-((1-団体割引20%)×(1-損害率による割引15%))

基本補償

(病気の補償はご本人のみ)

			家族型			夫婦型			本人型		
加入セット名			J	K	L	M	N	O	P	Q	R
ケガの補償	ご本人	傷害死亡・後遺障害保険金額	300万円	400万円	500万円	300万円	400万円	500万円	300万円	400万円	500万円
		傷害入院保険金日額	3,000円	4,000円	5,000円	3,000円	4,000円	5,000円	3,000円	4,000円	5,000円
		傷害手術保険金	傷害入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)								
		傷害通院保険金日額	1,500円	2,000円	2,500円	1,500円	2,000円	2,500円	1,500円	2,000円	2,500円
	配偶者	傷害死亡・後遺障害保険金額	200万円	250万円	300万円	200万円	250万円	300万円		—	
		傷害入院保険金日額	2,000円	2,500円	3,000円	2,000円	2,500円	3,000円		—	
		傷害手術保険金	傷害入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)								
		傷害通院保険金日額	1,000円	1,500円	2,000円	1,000円	1,500円	2,000円		—	
	親族(二人につき)	傷害死亡・後遺障害保険金額	150万円	180万円	200万円		—			—	
		傷害入院保険金日額	1,500円	1,800円	2,000円		—			—	
傷害手術保険金		傷害入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)									
傷害通院保険金日額		1,000円	1,300円	1,500円		—			—		
病気の補償	ご本人	疾病入院保険金日額	3,000円	4,000円	5,000円	3,000円	4,000円	5,000円	3,000円	4,000円	5,000円
		疾病手術保険金	疾病入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)								
		疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍								
		疾病通院保険金日額	1,500円	2,000円	2,500円	1,500円	2,000円	2,500円	1,500円	2,000円	2,500円
月払保険料 (2025年5月1日時点の満年齢)	生後15日以上～ 4才		2,420円	3,190円	3,900円	1,500円	2,000円	2,500円	1,500円	2,000円	2,500円
	5～ 9才		2,050円	2,690円	3,280円	1,730円	2,320円	2,910円	1,320円	1,760円	2,190円
	10～14才		2,010円	2,630円	3,210円	1,360円	1,820円	2,290円	950円	1,260円	1,570円
	15～19才		1,990円	2,610円	3,180円	1,320円	1,760円	2,220円	910円	1,200円	1,500円
	20～24才		2,020円	2,660円	3,250円	1,300円	1,740円	2,190円	890円	1,180円	1,470円
	25～29才		2,130円	2,800円	3,430円	1,330円	1,790円	2,260円	920円	1,230円	1,540円
	30～34才		2,220円	2,920円	3,560円	1,440円	1,930円	2,440円	1,030円	1,370円	1,720円
	35～39才		2,210円	2,910円	3,570円	1,530円	2,050円	2,570円	1,120円	1,490円	1,850円
	40～44才		2,210円	2,920円	3,570円	1,520円	2,040円	2,580円	1,110円	1,480円	1,860円
	45～49才		2,310円	3,030円	3,710円	1,520円	2,050円	2,580円	1,110円	1,490円	1,860円
	50～54才		2,490円	3,290円	4,030円	1,620円	2,160円	2,720円	1,210円	1,600円	2,000円
	55～59才		2,770円	3,650円	4,480円	1,800円	2,420円	3,040円	1,390円	1,860円	2,320円
	60～64才		3,220円	4,260円	5,240円	2,080円	2,780円	3,490円	1,670円	2,220円	2,770円
	65～69才		3,770円	4,990円	6,160円	2,530円	3,390円	4,250円	2,120円	2,830円	3,530円
	70～74才		4,910円	6,510円	8,060円	3,080円	4,120円	5,170円	2,670円	3,560円	4,450円
	75才		6,840円	9,070円	11,260円	4,220円	5,640円	7,070円	3,810円	5,080円	6,350円
			6,840円	9,070円	11,260円	6,150円	8,200円	10,270円	5,740円	7,640円	9,550円
			セット名		1	セット名		1	セット名		1
オプション補償			保険金額 (ご契約金額)		加算保険料	保険金額 (ご契約金額)		加算保険料	保険金額 (ご契約金額)		加算保険料
日常生活賠償			日常生活賠償保険金額 (免責金額 0円)	3億円	+ 110円	日常生活賠償保険金額 (免責金額 0円)	3億円	+ 110円	日常生活賠償保険金額 (免責金額 0円)	3億円	+ 110円
			家族型セット名		2	夫婦型セット名		3	本人型セット名		4
オプション補償			保険金額 (ご契約金額)		加算保険料	保険金額 (ご契約金額)		加算保険料	保険金額 (ご契約金額)		加算保険料
携行品損害補償			携行品損害保険金額 (免責金額 3,000円)	30万円	+ 250円	携行品損害保険金額 (免責金額 3,000円)	30万円	+ 190円	携行品損害保険金額 (免責金額 3,000円)	30万円	+ 160円
・上記保険料は、団体割引20% (被保険者ご本人数1,000名以上5,000名未満)、損害率による割引15%を適用して計算しています。ご契約開始の際、被保険者ご本人数が1,000名未満または5,000名以上となった場合は、保険料を変更させていただきます。											

オプション
プラス

オプション
プラス

傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日・免責期間 0 日、傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間 0 日、疾病入院保険金支払対象期間90日・支払限度日数90日・免責期間 0 日、疾病通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数30日 (疾病通院保険金の支払条件変更特約セット)

- 被保険者(補償の対象となる方)の範囲
- 日常生活賠償
- その他ご注意

「ケガの保険」と同内容になります。P 5、6をご覧ください。
※病気の補償はご本人のみ対象となります。

サービスのご案内

- 「ケガ&病気の保険」に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、「生活安心サポート」「医療カウンセリングサービス」「健康安心サポート」をご利用いただけます。

セット名一覧

ご注意：基本契約の加入セットにより携行品損害補償のセット名が異なります。
家族型J・K・L=2 夫婦型M・N・O=3 本人型P・Q・R=4

基本契約ケガ&病気の補償	J	K	L	M	N	O	P	Q	R
日常生活賠償	1								
携行品損害補償	2			3			4		

こども総合保険はこんなときにお役に立ちます！

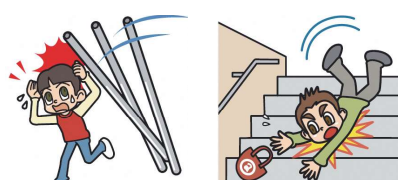
〔 傷害補償 〕 お子さまのさまざまな事故によるケガを補償

国内・国外を問わずお子さまの日常生活・学園生活での事故によるケガを24時間補償します！

交通事故によるケガ



外出先でのケガ



スポーツ中のケガ



日常生活のケガ



後遺障害を手厚く補償<後遺障害追加支払い>

経済的な影響が深刻な後遺障害を手厚く補償します！



自転車事故で重度の後遺障害を負った

〔 育英費用補償 〕お子さまの育英費用をお手伝い

国内・国外を問わず扶養者の方が事故により万一死亡したときまたは重度の後遺障害が発生したとき、大切なお子さまの育英費用を補償します！

※病気で死亡・後遺障害は補償対象外です。



扶養者が仕事中にケガをして両目を失明した

扶養者が交通事故で死亡した



<扶養者について>

「扶養者」とは、お子さまの親権者等で、生活費・学業費用を負担し、お子さまの生計を支えている方をいいます（加入申込票の扶養者欄にあらかじめ指定された1名となります）。ご加入後に「扶養者」が変更になった場合、遅延なく取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。

※育英費用補償について、引受保険会社が保険金をお支払いした場合は、継続時に必ず補償の見直しが必要となりますので、ご注意ください。

（注）「賠償責任補償」・「育英費用補償」については、他保険等で同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください。

・補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。



法律上の 損害賠償事故も ご安心いただけます！

〔 賠償責任補償 〕

示談交渉サービス付
免責金額0円

国内・国外での日常生活における法律上の損害賠償責任から、お子さまを含めたご家族全員をガードします！

日本国内で電車等を運行不能にさせたことについて、負担する法律上の損害賠償責任も補償します！



自転車事故で他人にケガをさせた



友達の家でテレビを壊した



線路内に立ち入り電車を運行不能にさせてしまった

※上記事故例でも事故状況等により法律上の損害賠償責任が発生しない場合は、保険金お支払い対象とはなりませんので、ご注意ください。

示談交渉サービスについて

日本国内において発生した賠償責任条項の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。

【月払保険料表】

割引率**32%**で割安です！

※割引率は、次のとおり連算して算出しています。1-((1-団体割引20%)×(1-損害率による割引15%))

ご加入セットと保険料

入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日、通院支払対象期間180日・支払限度日数90日

＜基本補償＞ セット名		S	T	U	V
傷 害	死亡・後遺障害保険金額	205 万円	310 万円	518 万円	540 万円
	（追加支払倍数）	2倍	2倍	2倍	2倍
	後遺障害追加支払保険金額(注)	615 万円	930 万円	1, 554 万円	1, 620 万円
	入院保険金日額（180日限度）	1, 000円	2, 000円	3, 000円	4, 000円
	手術保険金	入院中：入院保険金日額の10倍 入院中以外：入院保険金日額の5倍			
育 英 費 用	通院保険金日額（90日限度）	500 円	1, 000円	1, 500円	2, 000円
	育英費用保険金額	250 万円	790 万円	1, 050 万円	1, 850 万円
賠償責任保険金額 （免責金額：0円）		3億円			
月払保険料（1人につき）		630 円	1, 120円	1, 650円	2, 090円

賠償責任(3億円)なし セット名	S1	T1	U1	V1
月払保険料（1人につき）	520 円	1, 010円	1, 540円	1, 980円

（ご注意）

（注）全セットに「後遺障害保険金の追加支払」補償がセットされています。「後遺障害追加支払保険金額」欄は後遺障害保険金の追加支払（2倍）を合計した金額で記載しております。（セットで後遺障害保険金の支払割合が100%の場合）205万円+後遺障害保険金の追加支払額（追加支払倍数2倍）410万円=615万円となります。

※「後遺障害保険金の追加支払」について

後遺障害保険金をお支払いし、かつ、事故の発生の日からその日を含めて180日経過後も生存されているときに、後遺障害保険金の額に保険証券記載の倍数を乗じた額を追加してお支払いします。

・保険料は被保険者（補償の対象となる方）ご本人の職種級別によって異なります。

上記保険料は職種級別 A（学生等）で試算しており、学生（被保険者）が職種級別 B * の職業をお持ちのときは上記保険料ではご加入いただけない場合があります。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

* 職種級別 B・・・農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、自動車運転者（助手を含む）木・竹・草・つる製品製造作業、建設作業
告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

・上記保険料は、団体割引20%（被保険者ご本人数1,000名以上5,000名未満）、損害率による割引15%を適用して計算しています。ご契約開始の際、被保険者ご本人数が1,000名未満または5,000名以上となった場合は、保険料を変更させていただきます。

加入の申込みができる方

ちゅうぎんフィナンシャル
グループ各社の行員・社員

被保険者ご本人（補償の対象となるお子さま）

ちゅうぎんフィナンシャルグループの行員・社員のお子さまで、以下のいずれかに該当する方に限ります。

★保険期間末日（2026年5月1日）に満23才未満の方

★保険始期日（2025年5月1日）に学校教育法に定める以下（*）の学生・生徒に限ります。

（*）大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校など詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

■ 被保険者（補償の対象となる方）の範囲

（※1）婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

（※2）6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

（※3）これまでに婚姻歴がないことをいいます。

（注）ご本人とご本人以外の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。

補償区分	被保険者の範囲
傷害・育英費用補償	ご本人
賠償責任補償	ア、ご本人 イ、ご本人の親権者およびその他の法定監督義務者 ウ、ご本人の配偶者（※1） エ、次のいずれかの方と「同居のご本人またはその配偶者の親族（※2）」・「別居のご本人またはその配偶者の未婚（※3）の子」 ●ご本人 ●ご本人の親権者 ●ご本人の配偶者 ※被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

- 新聞報道にもありますように、**自転車による事故で1億円近い高額賠償に至るケース**もあり、万が一の時の賠償を補償する保険に入っていなければ大変なことになります。
- 団体保険の**日常生活賠償は、限度額が3億円で**高額賠償の場合も安心です。
- 他人の財物を損壊しなかった場合においても日本国内において電車等が運行不能となることによって負担する法律上の損害賠償責任についても補償します。
- 国内で発生した事故については、**保険会社による示談交渉サービスがセットされています**。賠償と賠償事故解決までのご負担が軽くなります。



本団体での主な賠償事故例

こんなときにお役に立ちます！

事故の概要		支払保険金額
スポーツ事故	小学生の子がキャッチボール中、他人の車にボールが当たり修理代を支払った。	約7万円
自転車事故	自転車同士で衝突し、相手の自転車が破損、相手にケガをさせた。	約93万円
スポーツ事故	小学生の子が体育館の窓ガラスを誤って割ってしまい、修理代を支払った。	約14万円
自転車事故	中学生の子が自転車を運転中、誤って停車中の車にぶつかり、修理代を支払った。	約25万円

近年の高額賠償例

事故の概要	判決認容額※
男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24才）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。（東京地方裁判所：平成20（2008）年6月5日判決）	9,266万円
男子小学生（11才）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62才）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。（神戸地方裁判所：平成25（2013）年7月4日判決）	9,521万円
男子高校生が、夜間、イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官（25才）と衝突。警察官は頭蓋骨骨折等で約2か月後に死亡した。（高松高等裁判所：令和2（2020）年7月22日判決）	9,330万円

※判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。(出典:一般社団法人日本損害保険協会「知っていますか?自転車事故の実態と備え(2022年8月版)」より)

事故が起こったときには

他の事故と同様、まず引受保険会社もしくは取扱代理店にご一報ください。

あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター 0120-985-024（無料）

※受付時間【24時間365日】／※携帯電話からもご利用いただけます。／
※IP電話からは**0276-90-8852**（有料）におかけください。／※おかけ間違いにご注意ください。

日常生活賠償・賠償責任は保険会社の示談交渉サービスつきです

- ・加害者になってしまったとき、被害者の同意を得て保険会社が被害者と折衝し解決するサービスです。
- ・示談交渉サービスの対象となるのは**国内で発生した事故のみ**です。
- ・**保険会社が間に入る必要がない、または入って欲しくない場合等は、従来どおりお客さまが自ら被害者と示談交渉を行うことも可能**ですので、事故受付時などにおいて、保険会社までお申し出てください。
- ・その場合、責任割合や賠償金額を保険会社の了解無しに決めてしまわないでください。従来どおり、保険会社が事故解決までのサポートをさせていただきます。

※話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

1. 「ケガの保険」「ケガ&病気の保険」「こども総合保険」について

(1) ギプスについて

Q1：通院しない場合における医師の指示によるギプス等の常時装着について、ギプス等の定義を教えてください。

A：ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。

Q2：みなし通院の対象となる部位とはどういうことですか？

A：骨折、脱臼、靱（じん）帯損傷等の傷害を被った部位を固定するため医師の指示により上記Q1ギプス等を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。
ただし、骨折部位が指の場合は、実通院のみの支払いになります。

(2) 補償の対象となる方の範囲について

Q1：「家族型」や「日常生活賠償」などでの「補償の対象となる方の範囲」において、「同居」の範囲を教えてください。

A：被保険者本人（行員・社員）と当該親族の住所が同一の場合のみ「同居」とします。
従って「二世帯住宅の親族」も「同居の親族」となり補償対象となりますが、「同一家屋内に居住している親族」であっても、住所が相違する場合は補償対象とはなりません。

**Q2：「家族型」に加入の場合で、保険期間中に被保険者本人（行員・社員）の子どもが結婚して、子どもの配偶者も同居するようになった場合、子どもの配偶者も「同居の親族」として補償の対象になりますか？
また、同居した時点で、保険会社や取扱代理店に申告する必要はありますか？**

A：事故発生時での被保険者本人との関係で判断しますので、その時点で同居の親族であれば補償の対象となります。また、同居した時点での保険会社等への申告は不要です。
出産してお子さまが増えた場合も同様に補償の対象となります。

Q3：被保険者本人（行員・社員）が単身赴任中の場合、その配偶者や子どもなどは「家族型」で補償の対象になりますか？

A：「家族型」では、被保険者本人が単身赴任などで別居していても、被保険者本人の「配偶者」は常に補償の対象としており、配偶者の「同居の親族」または「別居の未婚の子」も、補償の対象となります。

Q4：被保険者本人（行員・社員）は既婚の娘と同居しているが、その配偶者は単身赴任のため別居中です。「家族型」に加入の場合、当該単身赴任中の配偶者は、「同居の親族」として補償の対象になりますか？

A：「家族型」では、「親族」は、被保険者本人またはその配偶者との「同居」が補償対象の条件となります。
従って、このケースは補償の対象になりません。

(3) 加入可能な年令の範囲について

Q1：「ケガの保険」（P5、6）の「保険料」の欄に、「満71才～の方は継続（同内容）でのみ引き続きご加入いただけます。」とは、どういう意味ですか？

A：「ケガの保険」に新規で加入される場合、被保険者本人については「2025年5月1日時点で満70才の方まで」の加入年令制限があります。ただし、同内容での継続であれば満75才まで加入可能となります。
「ケガ&病気の保険」も同様に、新規加入は満70才までとなっています。
なお、加入の年令制限があるのは、「被保険者本人」として加入する場合のみで、「夫婦型」や「家族型」の「配偶者」・「親族」で補償対象となる方には年令制限はありません。

Q 2 : 「ケガの保険」「ケガ&病気の保険」「こども総合保険」は、何才から加入できますか？

A : 0才(「ケガ&病気の保険」は生後15日以降) からご加入いただけます。
ただし、「こども総合保険」については、保険期間の末日時点(2026年5月1日)で、満23才未満の方または、保険始期日時点(2025年5月1日)で学校教育法に定める大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校などの学生・生徒に限ります。
その他の加入年齢制限は、Q1のとおりです。

(4) おすすめの加入方法について

Q 1 : 「ケガ&病気の保険」で配偶者や子どもも「病気」の補償を対象としたい場合は、どのように加入すればよいですか？

A : 例えば、以下の加入方法をお勧めします。

(加入例1) ①本人「家族型」+②配偶者「本人型」+③子ども「本人型」
(加入例2) ①本人「本人型」+②配偶者「本人型」+③子ども「本人型」

(加入例の1.2)とも、「加入申込票をそれぞれの被保険者(補償の対象となる方)毎」に作成していただく事になります。

- ① 行 員(申込人本人)・・・「家族型」or「本人型」
- ② 配偶者・・・「本人型」
- ③ 子ども・・・「本人型」

(お子さまを複数名対象にする場合は、その人数分加入申込票をご提出いただくことになります)

2. オプション補償：日常生活賠償について

Q 1 : 日常生活賠償の被保険者(補償の対象となる方)はどのような範囲ですか？

A : 加入者証に記載されたご本人、ご本人の配偶者(※1)、ご本人またはその配偶者の同居の親族(※2)、ご本人またはその配偶者の別居の未婚(※3)の子となります。

※1 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

※2 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※3 未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注) 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

Q 2 : 日常生活賠償の複数契約についてのご注意

A : 日常生活賠償保険金の引受限度額は合算で3億円です。

・ご加入内容が重複補償※に該当しないかご確認ください。

・「団体保険」以外に、既に「あいおいニッセイ同和損保の他の保険契約」、「他社の保険契約」(自動車保険・火災保険等)で補償内容が同様の保険に入っていた場合も重複補償※となります。

あわせてご確認ください。

※重複補償のご注意、詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください。

Q 3 : 日常生活賠償は、通勤途上で発生した自転車による賠償事故も補償できますか？

A : 通勤途上の事故も、補償の対象です。

(通勤途上の事故は、一般的には業務中の事故として労災の対象ですが、この団体保険では法律上の損害賠償責任が発生する場合、日常生活賠償の補償対象としております。)

Q 4 : 日常生活賠償は、業務中の損害でも補償できますか？

A : 業務に起因する損害(事故)は補償の対象外です。

Q 5 : 日常生活賠償は、他人から借りた物を壊した場合も補償されますか？

A : 補償されません。

他人から借りたり預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任は対象外となります。
詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください。

Q 6 : スポーツをしているときに他人にケガをさせた場合、日常生活賠償で補償の対象となりますか？

A : 法律上の損害賠償責任が発生するか否かの判断は、スポーツの種類などによって変わります。

例えば、野球・テニス・バレーボールなどは一般的にプレーヤー(全員)が事前にケガの可能性について承諾しているものと判断され、プレー中に他のプレーヤーにケガをさせた場合は、法律上の損害賠償責任が発生しないと判断される事例が多いようです。

一方で、例えばゴルフ・スキー・サーフィンなどはプレーヤー間において危険の承諾がされていないと判断されることが一般的であり、法律上の損害賠償責任が発生することも少なくありません。

なお、法律上の損害賠償責任が発生するその他の場合としては、野球などでグラウンドから飛び出したボールが通行中の第三者に当たり、ケガをさせたケースなどが考えられます。

Q 7 : 借家やマンション等を借主が損傷させた場合、日常生活賠償で保険金支払いができますか？

A : できません。

一般的には、火災保険の特約となっている「借家賠償・修理費用補償」に加入するようにしてください。

Q 8 : 自動車やバイクの運転によって他人に損害を与えた場合、日常生活賠償で保険金支払いができますか？

A : できません。

自動車やバイクは、当該自動車の自動車保険に加入する必要があります。また125cc以下のバイクの場合、自動車保険にファミリーバイク特約をセットすることによって補償することもできます。

3. オプション補償：携行品損害補償について

Q 1 : 「携行品損害補償」で、「補償されない携行品」にはどのような物がありますか？

「補償されない携行品」の例

- ＊預金証書・貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー
- ＊稿本、設計書・図案、運転免許証・パスポート、帳簿
- ＊船舶(ヨット・モーターボート・水上バイク)、航空機、自動車
- ＊自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン
- ＊義歯・義肢 ＊動物、植物 ＊プログラム、データ
- ＊眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、スマートフォン、タブレット、ノート型パソコン
- ＊携帯電話、ワープロ、ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品など

「補償される携行品」の例 (「補償されない携行品」以外)

- ＊定期券、カバン、カメラ、ゴルフクラブ、傘
- ＊現金・小切手・乗車券(鉄道・船舶・航空機)・宿泊券・旅行券など

Q 2 : 「携行品損害補償」で補償範囲、補償額などに制限はありますか？

A : あります。

・補償されるのは「外出中の携行品に火災・盗難・破損などにより損害が発生した場合」で、「置き忘れ、紛失」による損害は補償されません。

・携行品1個(1組または1対)の損害が10万円を超える場合は、10万円を限度で補償。(補償額の例外)

補償の対象が、「通貨」、「小切手」、「乗車券等」の場合、損害が5万円を超えるときは、合計5万円を限度で補償となります。

・いずれの場合も免責金額(自己負担額)は3,000円です。

4. 告知について（ケガ＆病気の保険）【2023年10月改定】

Q 1：健康状態告知の改定の主な改定内容は何ですか？

A：「質問内容簡素化」

- ・過去の一定期間の傷病歴を問う内容から、入院・診断の有無等、加入者が判断しやすい質問内容に改定しました。

「引受条件の緩和」

- ・特定疾病等対象外の引受を停止し、告知に基づく引受けは加入可、不可のみとなりました。

- ただし、改定前より特定疾病等を補償対象外とする条件が付されている場合、再告知をしない限り本条件は継続します。「過去の健康状態告知内容」欄に印字がある場合は、健康状態告知についてのご案内の「令和5年9月30日以前始期契約に加入された方で、「特定疾病等対象外欄」にコード等の記載がある方へ」をあわせてご参照ください。補償対象外となる疾病は、再告知により対象外の条件を削除できる場合があります。

※詳しくは「健康状態告知についてのご案内」の項目 7、8 をご確認ください。

Q 2：健康状態告知の改定の質問事項の簡素化とは具体的にどのようなことですか？

A： 過去の一定期間の傷病歴等を問う内容から、入院・診断の有無等、お客さまが判断しやすい内容を問う質問へ改定しました。

ポイントは以下の通りです。

- ✓ 質問数を削減
- ✓ 告知対象期間を短縮 ※告知日から2年超前の健康状態は告知不要
- ✓ 過去の入院歴について、2年超前や14日未満の入院は告知不要
- ✓ 告知不要のケガ・病気を見直し
- ✓ 女性固有の質問を廃止

Q 3：「ケガ＆病気の保険」に加入した時に「告知」をしたが、今回も再度告知をしなければならぬのですか？

A：告知をいただく方は、以下の方のみです。

（「健康状態告知についてのご案内」の項目 7、8 をご参照ください。）

- ・今回補償内容を拡大する方。
- ・現在、「補償対象外」となっている特定疾病のある方で、再告知をすることによって特定疾病等を補償対象外とする条件を削除できる方。

Q 4：過去に特定疾病等を対象外とする告知を行っています。再告知しなくても今回の改定で特定疾病等を補償対象外とする条件は削除されますか？

A：現在、特定疾病等を補償対象外としてご加入されている方は、再告知することにより補償対象外の疾病等を削除することができる場合があります。新しい健康状態告知書質問事項に則り再告知しない限り本条件は継続します。

ご加入にあたってのご注意

＜税法上の取扱い（2024年10月現在）＞

「ケガ＆病気の保険」にご加入の方は、払い込んだ保険料のうち、所定の金額（疾病補償に関する部分）については、税法上の生命保険料控除の対象となります。

詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

＜事故が起こった場合＞

万一事故が起こった場合、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

＜他の保険契約等に関する告知義務＞

他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項としてWebサイト画面で入力または加入申込票に記入していただきます。正しく入力または記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

＜始期前発病の取扱いについて（ケガ＆病気の保険）＞

保険期間の開始時（注）より前に発病した病気等（その病気等を原因とする損失、損害を含みます）については、保険金をお支払いできません。

※上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知して契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない病気等であっても、それが保険期間の開始時（注）よりも前に被ったものである場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間（注）の開始時からその日を含めて365日を経過した後に病気により入院を開始した等の場合には、保険金をお支払いすることがあります。（注）継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

＜健康状態告知の告知義務違反解除について＞

健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時（注）から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時（注）から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時（注）から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。（注）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時となります。

※健康状態告知書質問事項の回答内容やWebサイトへの入力事項、または加入申込票記載事項（職種（こども総合保険のみ）・年令・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。
ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- この保険は株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループを保険契約者とし、ちゅうぎんフィナンシャルグループ各社行員・社員を加入者とする団体総合生活補償保険・こども総合保険の団体契約です。
- 団体総合生活補償保険・こども総合保険の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」、保険証券は保険契約者（株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ）に交付されます。

募集WEBシステムをご利用の方は、システム内でお申込みが完結できます。

※ユーザーマニュアルは吉備興業ちゅうぎんフィナンシャルグループ専用ホームページ

【URL】<https://www.kibikogyo.jp/groupsite/>「お手続きガイドのダウンロード」からご確認ください。

お申込みは年1回だけです。よくご検討のうえ、お手続きください。

既にご加入いただいている皆さま

お申込みは
簡単です！

◆ご加入内容に変更がなく継続

- 現在のご加入内容で
今年度ご継続の場合

お手続きは不要です。
前年と同一内容で継続されます。※1

◆ご加入内容を変更して継続

- 追加
 - ・プランの追加
 - ・加入者の追加
- 内容の変更
 - ・プランの変更
 - ・告知の変更等
- 一部の方の脱退

WEBにてお手続きが必要です。
詳しくはユーザーマニュアルをご覧ください。

◆ご加入者全員の脱退

- 継続しない

WEBにてお手続きが必要です。
詳しくはユーザーマニュアルをご覧ください。

※1 自動継続について

ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時の被保険者ご本人の年齢が満75才(団体総合生活補償保険の場合)まで保険契約の満了する日と同一内容(※)で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日時点の保険料率および被保険者の年齢によって計算されます。

(※) 傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。
(ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。(こども総合保険についても同様です)

新規にご加入を検討の皆さま

- 新規にご加入の場合

WEBにてお手続きが必要です。
詳しくはユーザーマニュアルをご覧ください。

健康状態
告知に
ついて

※ 「ケガ＆病気の保険」は以下の場合健康状態の告知が必要となります。

1. 新規にご加入される方
2. 病気の補償を増額される方
3. 病気の補償対象外の条件を削除される方 (2、3についてはP15のQ&Aをご覧ください)



ご注意

「紙の加入申込票」でのお手続きが必要な方

- ・死亡保険金受取人指定の方
- ・WEB募集をご利用できない方

吉備興業株式会社（086-222-7483）まで加入申込票をご依頼ください。

- 重要事項のご説明
- お支払いする保険金および費用保険金のご説明
- 健康状態告知についてのご案内
- サービスのご案内

重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明、お支払いする保険金および費用保険金のご説明、健康状態告知についてのご案内、サービスのご案内は下記二次元コードよりご確認ください。

下記二次元コードからご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

団体総合生活補償保険（MS&AD型）

重要事項のご説明



GN22D010833

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

(ケガ・病気)



GN23D010035

(費用)



GN22D010869

健康状態告知についてのご案内



GN22D010755

サービスのご案内



GN24-300006

こども総合保険

重要事項のご説明



GN22D010178

お支払いする保険金および費用保険金のご説明



GN22D010924

- ・団体総合生活補償保険(MS&AD型)、こども総合保険の「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」等についてはWEB募集システム内でもご確認いただくことができます。
- ・「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」等について、書面による提供をご希望の場合には、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。